

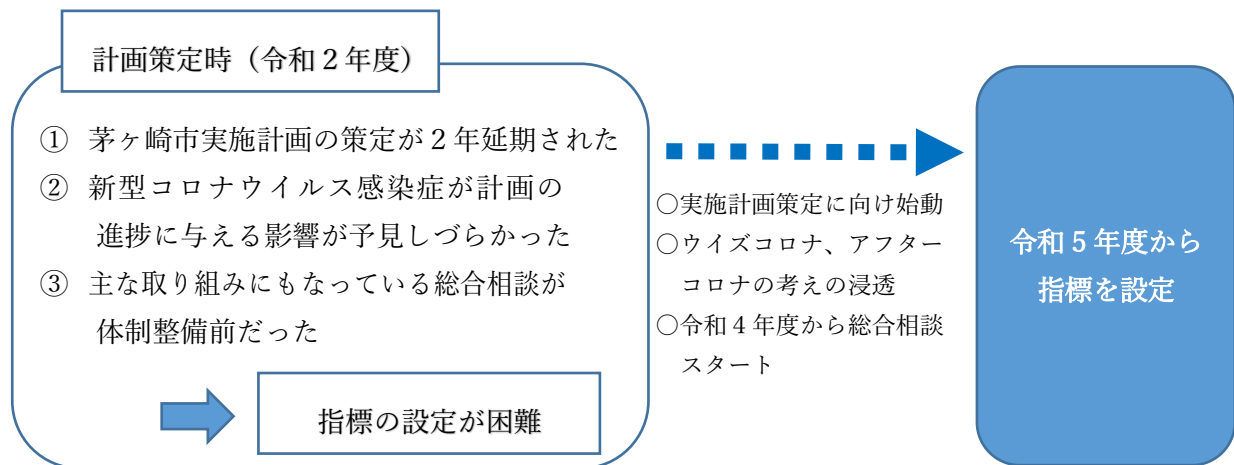
## 指標設定の基本的な考え方

### 1 計画期間中での設定となった背景

「ちがさきの地域福祉プラン2」（令和3年度～7年度）は、計画策定時における指標の設定が困難であったことから、指標を設定していませんでした。

一方、同プランで主な取り組みとして掲げている総合相談体制（重層的支援体制整備事業）においては、国より「地域福祉計画を踏まえつつ、成果指標を設けること」とされています。

そのような背景もあり、計画期間の途中ではありますが、基本理念の実現に向けた取り組みの着実な進捗を図ることを目的に、「茅ヶ崎市実施計画 2025」策定のタイミングに合わせ、令和5年度からの進捗管理として指標を設定します。



### 2 指標案の考え方（共通）

- (1) 基本目標ごとに指標を設定
- (2) 茅ヶ崎市総合計画が示す地域福祉を実現するため、茅ヶ崎市実施計画 2025 と整合を図るものとする
- (3) 従来の地域福祉計画のように活動指標を多く設けるのではなく、基本目標の達成が図れるような指標に限定することで、進捗管理の効率化を図るとともに、成果に対して評価が可能となる仕組みをつくる
- (4) 他の保健福祉等の関連計画に紐づけられている事業については、各計画において進捗管理を行っているため、本プランで指標の設定はしないが、地域福祉の推進に必要な連携は継続して行っていく
- (5) 令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が著しいことから、指標値の基準は令和元年度とする
- (6) すでに計画期間がスタートしていることから、市民意識は指標とせず、次期の計画

策定時に検討する

- (7) 本プランは、地域福祉計画（茅ヶ崎市）と地域福祉活動計画（茅ヶ崎市社会福祉協議会）と一体的に策定したため、指標についても同様とする